

柏崎刈羽原子力発電所における新潟県中越沖地震時に取得された
地震観測データの分析及び基準地震動に係る報告を受けて

（ 20安委決第13号
平成20年5月22日
原子力安全委員会決定 ）

原子力安全委員会では、本日、東京電力株式会社が公表した「柏崎刈羽原子力発電所における平成19年新潟県中越沖地震時に取得された地震観測データの分析及び基準地震動に係る報告書」について、原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）から報告を受けた。今回策定された基準地震動は、当委員会が平成18年9月に改訂した「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（以下「新耐震指針」という。）に基づき、新潟県中越沖地震で得られた知見も踏まえ、事業者が評価を行ったものである。

報告によれば、今回策定された基準地震動は、従前と比べて大きく見直されており、その妥当性について、当委員会としても、耐震安全性評価特別委員会において慎重に検証するとともに、その結果を踏まえて耐震安全性の一層の向上に向け取り組んで行くこととする。

上記に関連して、当委員会として、今後耐震安全性に関する検討を行う上で重要と考える点を以下に示す。

1. 原子力発電所等の耐震安全性は、①適切な基準地震動の策定、②同地震動に基づいて決められる建物・構築物基礎下の入力地震動の設定、③それに対する施設健全性の3要素が相俟ってはじめて、総合的かつ確実に確保される。この点は、今回の新潟県中越沖地震によって大きな影響を受けた柏崎刈羽原子力発電所の耐震安全性評価において改めて認識されたところである。
2. 当委員会としては、この点の重要性に鑑み、柏崎刈羽原子力発電所の基準地震動はもとより、既設原子力施設の耐震安全性の確認（バックチェック）において策定する基準地震動についても、その評価に当たっては、入力地震動および施設健全性の検討を併せて行うこと、特に基準地震動と入力地震動との関連について慎重に検討することが必要であると考えている。この点については、当委員会が5月16日に決定した「新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価結果の中間報告等に係る原子力安全・保安院における検討に際しての意見」において、保安院に対

して考慮を求めたところであるが、この観点から、東京電力株式会社による今回の評価結果を踏まえつつ、必要な検討を追加的に行うことを求める。

3. さらに、今後の安全審査においても、同様の検討を行うことが重要と考える。4月14日に経済産業大臣あてに当委員会から審査結果を答申した「電源開発株式会社大間原子力発電所の原子炉の設置」に係る安全審査において、新耐震指針に基づく基準地震動の審査に関連して、解放基盤表面より上部の地盤における地震動の増幅・減衰の特性についても検討された。その結果、建物・構築物の設置位置における入力地震動の設定に係る基本方針についても審査書に明示的に記載することを保安院に求めることとなり、そのように行政庁の審査書及び申請書が補正されることになった経緯がある。
4. 当委員会としては、上記大間原子力発電所の審査例を参考に、今後の原子炉安全専門審査会および核燃料安全専門審査会における審査においては、基準地震動の妥当性の検討に際し、建物・構築物の設置位置における地震動に関しても、基本設計段階での審議が可能な範囲で検討することとし、その旨、各審査会に指示することとする。
5. 併せて、保安院に対し、同院の今後の安全審査において、当委員会のこの方針を十分に斟酌しつつ審査を行った上で、その結果を諮問するように求める。